

神奈川県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定（令和3年神奈川県公安委員会告示第4号）は、廃止する。

令和6年6月1日

神奈川県公安委員会

委員長 規 矩 大 義

医師の氏名	医療機関の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間満了年月日
斎藤庸男	さいとうクリニック	横浜市神奈川区反町3丁目22番地4	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（2に定める病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者	令和6年6月1日	令和9年5月31日
原 恵 子	原クリニック	横浜市南区浦舟町1丁目1番地メディカル浦舟7F	同	同	同
日 野 博 昭	特定医療法人社団鵬友会横浜ほうゆう病院	横浜市旭区金が谷644番地1	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いの	同	同

			ある者 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者		
勝瀬 大海	同	同	同	同	同
新井 深	同	同	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者	同	同
宮崎 秀仁	同	同	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者	同	同
竹林 裕直	医療法人社 団正慶会栗 田病院	川崎市幸区 小倉2丁目 30番13号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている疑いのある者	同	同

			者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者		
猪狩 温	同	同	同	同	同
西原 明弘	同	同	同	同	同
山崎 広嗣	同	同	同	同	同
藤井 潤	同	同	同	同	同
園田 真樹	公立大学法人横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3丁目9番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者	同	同